

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項および第203条の2第4項の規定に基づき、市議会議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償および期末手当の額ならびに同条第1項に規定する職員の報酬（以下「報酬」という。）および費用弁償の額ならびにそれらの支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条に見出しとして「（議員報酬および報酬）」を付し、同条第4項中「、除名又は議会の解散」を「又は除名」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 市議会議員として新たに就職した者に対しては就職の日から、市議会議員で任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により職を離れたものに対してはその日まで、それぞれその月の現日数を基礎として日割りによって計算した額の議員報酬を支給し、市議会議員で死亡により職を離れたものに対しては、その月分までの議員報酬を支給する。

第2条第2項中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「報酬は、月額報酬については毎月21日、年額の報酬について」を「議員報酬および月額報酬は毎月21日に、年額の報酬」に改め、「、これを」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

議員報酬の額は別表第1に定めるとおりとし、報酬の額は別表第2に定めるとおりとする。

第2条に次の1項を加える。

- 7 報酬を受けていた者で任期満了又は退職により職を離れたものが、事務の引継ぎ、残務整理その他法令の規定によりその職務に従事するときは、その間、従前の例により報酬を支給する。

第3条の前に見出しとして「(費用弁償)」を付し、同条および第4条を次のように改める。

第3条 市議会議員が議会、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「議会等」という。）に参会したときは、当該市議会議員の住居と参会場所までの時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的な経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額を費用弁償として支給する。

- 2 農業委員が農業委員会に参会したときは、当該農業委員の住居と参会場所までの次表の区分の片道の距離により同表の支給額を費用弁償として支給する。

区分	支給額
4キロメートル未満	1日につき 3,500円
4キロメートル以上8キロメートル未満	1日につき 4,000円
8キロメートル以上10キロメートル未満	1日につき 4,500円
10キロメートル以上	1日につき 5,000円

- 3 同一日において、議会等又は農業委員会に2回以上参会したときは、前2項に規定する額を重複して支給しない。

- 4 同一日において、議会等および農業委員会に参会したときは、第2項の規定は、適用しない。

第4条 職務のため旅行するときは、市議会議長にあっては秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）に定める市長の受けるべき旅費の額に相当する額を、その他の者にあっては同条例に定める副市長の受けるべき旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

第4条の2を削る。

第5条を削る。

第４条の３に見出しとして「（期末手当）」を付し、同条第１項中「報酬のほか」を削り、同条第２項中「前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、」を削り、「報酬月額およびその報酬月額」を「議員報酬の月額およびその議員報酬の月額」に改め、同条を第５条とする。

第６条を次のように改める。

（一般職の職員の準用）

第６条 この条例に定めるもののほか、議員報酬および報酬、費用弁償ならびに期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表中「第１条関係」を「第２条関係」に改め、市議会議員の項を削り、同表を別表第２とし、附則の次に次の１表を加える。

別表第１（第２条関係）

種 別	議 員 報 酬 額
議 長	月 額 704,000円
副 議 長	月 額 655,000円
議 員	月 額 625,000円

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議の一部改正）

２ 秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議（平成16年秋田市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第９条中「秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例」を「秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例」に改める。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い、議員報酬の額、支給方法等について規定するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。